

健康福祉委員会資料

1 令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第118号 川崎市消防団員任免条例の一部
を改正する条例の制定について

令和元年8月29日

消 防 局

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 (略)</p> <p>第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）が、次の各号のいずれにも該当する者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域に居住し、又は勤務する18歳以上の者 (2) 志操堅実で、かつ、身体強健であって、団員として適当な者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</p> <p>(2) 川崎市消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和22年川崎市条例第24号）第7条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 (略)</p> <p>第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）が、次の各号のいずれにも該当する者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域に居住し、又は勤務する18歳以上の者 (2) 志操堅実で、かつ、身体強健であって、団員として適当な者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</p> <p>(3) 川崎市消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和22年川崎市条例第24号）第7条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(略)</p>